

通帳レス口座規定

株式会社山梨中央銀行

(2023年3月15日現在)

1. 関連規定の適用・準用

通帳レス口座は、この規定によるほか、この規定にない事項は普通預金規定、山梨中銀カード規定集、山梨中銀ダイレクト<インターネットバンキング>ご利用規定等の関連規定（以下これらを総称して「関連規定」といいます。）の各条項により取り扱います。

この規定と関連規定に相違が生じる事項は、この規定が優先して適用されます。

2. 通帳レス口座の概要

- (1) 通帳レス口座（以下「この預金口座」といいます。）は、預金通帳および預金取引明細表を発行しない普通預金をいいます。
- (2) この預金口座は、個人に限り開設ができます（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除きます）。
- (3) キャッシュカード、生体認証ICキャッシュカード、クレジットカード一体型キャッシュカード「J i M O C A」（以下これらを総称して「キャッシュカード等」といいます。）のいずれかを発行していただけます。

3. 預金の預け入れおよび払い戻し

- (1) 預金の預け入れおよび払い戻しは、現金自動預金機、現金自動支払機（いずれも現金自動預入支払兼用機を含みます。）（以下「自動機」といいます。）、または当行所定のタブレット端末をご利用いただけます。
- (2) 店頭窓口（当行所定のタブレット端末を除く）での預金の預け入れおよび払い戻しは、当行がやむを得ない事情があると認めた場合以外は行いません。この場合の手続きは、後記8.によります。
- (3) 手形、小切手、配当金領収書その他証券の受入れはできません。

4. 入出金明細等の確認

入出金明細および口座残高は、インターネットやスマートフォン等から「山梨中銀ダイレクト」、「山梨中銀アプリ通帳 with CRECO」、「Wa l l e t +」（以下これらを総称して「山梨中銀ダイレクト等」といいます。）により確認いただけます。

山梨中銀ダイレクト等による入出金明細の照会期間は、当行所定の期間とします。

5. 通帳式口座から通帳レス口座への切替

- (1) 当行所定の手続きにより、通帳を発行する普通預金（以下「通帳式口座」といいます。）をこの預金口座に切り替えることができます。ただし、この預金口座に切替する預金口座についてキャッシュカード等を発行していない場合（この預金口座の切替と同時にキャッシュカード等を発行する場合を除きます）は、切り替えができません。
- (2) 通帳式口座をこの預金口座に切り替えた場合、通帳はこの預金口座に切り替えた時点でご使用いただけなくなります。

6. 通帳レス口座から通帳式口座への切替

当行所定の手続きにより、この預金口座から通帳式口座に切り替えることができます。

7. 預金の解約

- (1) この預金口座を解約するときは、当行所定の解約依頼書に署名および届出の印章を押捺して、キャッシュカード等とともに口座の開設店もしくは当行本支店の店舗に提出してください。
- (2) 前項に定める押捺は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
- (3) 本人確認のため運転免許証等の顔写真付きの公的証明書の原本を提示してください。真正な預金者としての本人確認ができるまで解約ができません。
- (4) 第2項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 店頭での預金の受け入れおよび払い戻し（当行所定のタブレット端末を除く）

- (1) キャッシュカード等の汚破損等により自動機または当行所定のタブレット端末を利用いただけない場合等、当行がやむを得ないと認めた場合に限り、店頭での預金の預け入れおよび払い戻しができます。
- (2) 預け入れの場合は、当行所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ店頭へ提出してください。
また、入金口座の確認のためこの預金口座のキャッシュカード等を提示してください。
- (3) 払い戻しの場合は、当行所定の払戻請求書に署名および届出の印章を押捺して、提出してください。

また、払い戻し口座の確認のためこの預金口座のキャッシュカード等と本人確認のため運転免許証等の顔写真付きの公的証明書の原本を提示してください。真正な預金者としての本人確認ができるまで払い戻しができません。

9. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上